

議第150号から議第152号まで

指定管理者の指定について（保健福祉局関係）

指定管理者を次のように指定する。

平成24年11月26日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

議案番号	公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 期 間
150	京都市新道児童館	京都市伏見区桃山町大島38番地の528 社会福祉法人洛和福社会	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで
151	京都市伏見板橋児童館	京都市伏見区深草泓ノ壺町37番地の1 社会福祉法人フジの会	左記の施設を開館する日から平成30年3月31日まで
152	京都市藤城児童館	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地 社会福祉法人健光園	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

提案理由

京都市新道児童館ほか2館の管理を行わせるため、指定管理者を指定する必要があるため提案する。